

滋賀県介護員養成研修事業指定事務取扱要領 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第1～第2（省略） 第3 指定事務に関する取り扱い 1 研修事業者の取り扱い 知事は、県内に事業所を設置し、研修を適正に運営する職員が常駐して、当該研修事業に係る研修の実施場所、研修に従事する講師等の確保、受講者の募集問い合わせその他事業の実施に必要な業務が行われていると認められる場合に指定するものとする。 <u>なお、県内事業所に研修を適正に運営する職員が常駐していない、他の事業所に電話を転送するなど指定要件が遵守されていない場合は、指定事業者として取り扱わないものとする。</u> 2 通信課程の事務処理の取り扱い 通信形式による研修事業を実施する場合、対面での実施、講師の確保、添削の実施等、通信課程の事務処理を主体的に県内の事業所で行っている場合に、指定するものとする。 第4 指定の要件 「実施要綱の第2」に規定する研修事業者および研修事業の指定については、次の要件のすべてを満たすと認められる場合に知事が指定するものとする。 1 研修事業者に関する要件 (1) 法人格を有すること。（公立学校を除く。） (2) 指定を受けようとする者が、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力および事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。 (3) 介護員養成研修事業の経理が明確にされ、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。 (4) 研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別紙1に定める項目）を自らのホームページにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。なお、ホームページに掲げる項目の情報開示が常に適切に実施されているか確認する情報開示責任者を配置すること。	第1～第2（省略） 第3 指定事務に関する取り扱い 1 研修事業者の取り扱い 知事は、県内に事業所を設置し、研修を適正に運営する職員が常駐して、当該研修事業に係る研修の実施場所、研修に従事する講師等の確保、受講者の募集問い合わせその他事業の実施に必要な業務が行われていると認められる場合に指定するものとする。 <u>ただし、県内事業所に研修を適正に運営する職員が常駐していない場合であっても、事業の実施に必要な業務が行える体制があれば差し支えない。</u> 2 通信課程の事務処理の取り扱い 通信形式による研修事業を実施する場合、対面での実施、講師の確保、添削の実施等、通信課程の事務処理を主体的に県内の事業所で行っている場合に、指定するものとする。 第4 指定の要件 「実施要綱の第2」に規定する研修事業者および研修事業の指定については、次の要件のすべてを満たすと認められる場合に知事が指定するものとする。 1 研修事業者に関する要件 (1) 法人格を有すること。（公立学校を除く。） (2) 指定を受けようとする者が、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力および事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。 (3) 介護員養成研修事業の経理が明確にされ、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。 (4) 研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別紙1に定める項目）を自らのホームページにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。なお、ホームページに掲げる項目の情報開示が常に適切に実施されているか確認する情報開示責任者を配置すること。

(5) 知事は、前号の規定にかかわらず申請者が次のいずれかに該当するときは指定は行わない。 ①<u>役員等が、滋賀県暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等であるとき。</u> ②第15の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。 ③他の都道府県知事（政令指定都市の長を含む。）により、介護員養成研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。 第4 2(1)から(3)（省略） 第4 2(4) (4) 講義および演習を実施するための定員に見合った広さの会場および物品が次のとおり確保されていること。 ①介護職員初任者研修 ア 講義室・演習室の広さは、受講者1名あたり1.65㎡以上であること。 イ ベッドは7名に1台以上あること。<u>ただし、6名に1台以上あることが望ましい。</u> ウ 簡易浴槽、ポータブルトイレ、車椅子、およびその他消耗品等については、適宜揃えること。ただし、簡易浴槽、ポータブルトイレ、車椅子は8名に1台以上あることが望ましい。 ②生活援助従事者研修 ア 講義室・演習室の広さは、受講者1名あたり1.65㎡以上であること。 イ 車椅子、およびその他消耗品等については、適宜揃えること。ただし、車椅子は8名に1台以上あることが望ましい。	(5) 知事は、前号の規定にかかわらず申請者が次のいずれかに該当するときは指定は行わない。 ①<u>申請した事業者または事業者の役員等が次のアからカに該当するとき。</u> <u>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u> <u>イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u> <u>ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者</u> <u>エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者</u> <u>オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u> <u>カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者</u> ②第14の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。 ③他の都道府県知事（政令指定都市の長を含む。）により、介護員養成研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。 第4 2(1)から(3)（省略） 第4 2(4) (4) 講義および演習を実施するための定員に見合った広さの会場および物品が次のとおり確保されていること。 ①介護職員初任者研修 ア 講義室・演習室の広さは、受講者1名あたり1.65㎡以上であること。 イ ベッドは7名に<u>つき</u>1台以上あること。 ウ 簡易浴槽、ポータブルトイレ、車椅子、およびその他消耗品等については、適宜揃えること。ただし、簡易浴槽、ポータブルトイレ、車椅子は8名に<u>つき</u>1台以上あることが望ましい。 ②生活援助従事者研修 ア 講義室・演習室の広さは、受講者1名あたり1.65㎡以上であること。 イ 車椅子、およびその他消耗品等については、適宜揃えること。ただし、車椅子は8名に<u>つき</u>1台以上あることが望ましい。
--	--

第4 2(5)から(9)、第5 1から2(省略)

第5 3

3 研修事業者は、「実施要綱第6の3の(4)のイの③」の規定に基づき、知事に連携協力事業者の届出を行う場合は、介護員養成指定研修事業連携協力事業者届出書(様式第14号)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 研修事業者の研修区分表(様式第4号-2)
- (2) 連携協力事業者の研修区分表(様式第4号-2)
- (3) その他参考となる書類

第5 4から第10(省略)

第11 受講決定報告書の提出

研修事業者は、受講者の決定を行ってから開講日までに介護員養成指定研修事業受講決定報告書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

第12 事業実績報告書の提出

研修事業者は、事業終了後60日以内に介護員養成研修事業実績報告書(様式第20号-1)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で研修期間内に研修が修了しなかった受講者については、補講修了後、速やかに介護員養成研修事業実績報告書(補講者分)(様式第20号-2)に、補講者分の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 修了者名簿(様式第21号)および電磁的記録
- (2) 受講者出席簿の写し
- (3) 実習を実施した場合、施設実習実施状況一覧(様式第22号)
- (4) 遅刻・早退・欠席した受講者に対して実施した補講に関する書類(様式第23号-1、様式第23号-2、様式第23号-3)
- (5) カリキュラム日程表(様式第4号-1)
- (6) 研修事業に係る収支決算の細目
- (7) 補講者がある場合、補講者の今後の予定
- (8) その他知事が必要と認めるもの

第4 2(5)から(9)、第5の1から2(省略)

第5 3

3 研修事業者は、「実施要綱第6 3(4)イ③」の規定に基づき、知事に連携協力事業者の届出を行う場合は、介護員養成指定研修事業連携協力事業者届出書(様式第14号)に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 研修事業者の研修区分表(様式第4号-2)
- (2) 連携協力事業者の研修区分表(様式第4号-2)
- (3) その他参考となる書類

第5 4から第10(省略)

(削除)

第11 事業実績報告書の提出

研修事業者は、事業終了後60日以内に介護員養成研修事業実績報告書(様式第19号-1)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で研修期間内に研修が修了しなかった受講者については、補講修了後、速やかに介護員養成研修事業実績報告書(補講者分)(様式第19号-2)に、補講者分の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 修了者名簿(様式第20号)および電磁的記録
- (2) 受講者出席簿の写し
- (3) 実習を実施した場合、施設実習実施状況一覧(様式第21号)
- (4) 遅刻・早退・欠席した受講者に対して実施した補講に関する書類(様式第22号-1、様式第22号-2、様式第22号-3)
- (5) カリキュラム日程表(様式第4号-1)
- (6) 研修事業に係る収支決算の細目
- (7) 補講者がある場合、補講者の今後の予定
- (8) その他知事が必要と認めるもの

第 13 研修事業者の留意事項

第 14 研修事業の調査および指導

第 15 指定の取り消し

- 1 知事は、研修事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 各号に定める要件を満たすことができなくなったものとして、指定を取り消すことができる。
 - (1) 第 4 各号のいずれかに掲げる事項に適合しなくなったとき
 - (2) 指定申請等において虚偽の申請または報告を行ったとき
 - (3) 事業を適正に実施する能力があると認められないとき
 - (4) 事業の実施に関し、不正な行為があったとき
 - (5) 第 14 に定める改善指導に従わないとき

第 16 聴聞の機会

知事は第 14 の 2 に定める研修の中止を命ずる場合および第 15 に定める指定取り消しを行う場合においては、当該研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

第 17 書類の保存

第 18 その他

付 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 研修事業者および研修事業の指定を受けようとする者は、この要領の施行日（以下「施行日」という。）前においても、指定の申請を行うことができる。この場合において、知事は、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずるものとする。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

第 12 研修事業者の留意事項

第 13 研修事業の調査および指導

第 14 指定の取り消し

- 1 知事は、研修事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 各号に定める要件を満たすことができなくなったものとして、指定を取り消すことができる。
 - (1) 第 4 各号のいずれかに掲げる事項に適合しなくなったとき
 - (2) 指定申請等において虚偽の申請または報告を行ったとき
 - (3) 事業を適正に実施する能力があると認められないとき
 - (4) 事業の実施に関し、不正な行為があったとき
 - (5) 第 13 に定める改善指導に従わないとき

第 15 聴聞の機会

知事は第 13 の 2 に定める研修の中止を命ずる場合および第 14 に定める指定取り消しを行う場合においては、当該研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

第 16 書類の保存

第 17 その他

付 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 研修事業者および研修事業の指定を受けようとする者は、この要領の施行日（以下「施行日」という。）前においても、指定の申請を行うことができる。この場合において、知事は、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずるものとする。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 2 月 20 日から施行する。

別紙 1、別紙 2（省略）

この要領は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 2 月 20 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 8 年 9 月 15 日から施行する。

別紙 1、別紙 2（省略）

3 教科毎に必要な講師の資格等について

I 介護職員初任者研修

科 目	教 科	資 格 等
1 職務の理解 (6時間)	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	(1)人権と尊厳を支える介護 (2)自立に向けた介護 (3)人権に関する基礎知識	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師・看護師・准看護師
	※(3)の教科については次の者とする。(講義で2時間)	※現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ※学識経験者 ※現在、人権啓発や人権・権利擁護に係る相談業務に従事する者 ※担当業務就任後、3年以上の実務経験を有する者 ・介護保険施設等の施設長、管理者、人権研修担当をしている者等

3 教科毎に必要な講師の資格等について

I 介護職員初任者研修

科 目	教 科	資 格 等
1 職務の理解	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1)人権と尊厳を支える介護 (2)自立に向けた介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	(3)人権に関する基礎知識	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○学識経験者 ○現在、人権啓発や人権・権利擁護に係る相談業務に従事する者 ○担当業務就任後、3年以上の実務経験を有する者 ・介護保険施設等の施設長、管理者 ・人権研修担当をしている者等

3 介護の基本 (6時間)	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全 ※(3)(4)の医療に関する部分は次の者とする。	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師・看護師・准看護師 ※資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師、看護師、准看護師	3 介護の基本	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全 ※(3)(4)の医療に関する部分は次の者とする。	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	(1)介護保険制度 (2)医療との連携とリハビリテーション (3)障害福祉制度およびその他制度	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○行政職員 現在、当該教科に関する事務を担当している者 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師・看護師・准看護師	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1)介護保険制度	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○行政職員 現在、当該教科に関する事務を担当している者 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師

		※ただし、(2)に関する教科は次の者とする。 ①リハビリテーションの理念 ②その他	①医師 資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・理学療法士・作業療法士 ②医師 資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師・看護師・准看護師		(2)医療との連携とリハビリテーション ①リハビリテーションの理念 ②その他	①リハビリテーションの理念 ○医師 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・理学療法士 ・作業療法士 ・<u>保健師</u> ・<u>看護師</u> ・<u>介護支援専門員</u> <u>○資格取得後、5年以上の実務経験を有する</u> ・<u>介護福祉士</u> ②その他 ○医師 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・<u>介護支援専門員</u> <u>○資格取得後、5年以上の実務経験を有する</u> ・<u>介護福祉士</u>
					(3)障害福祉制度およびその他制度	<u>○現在、当該科目を教授している福祉</u> ・<u>看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員</u> <u>○行政職員</u> <u>現在、当該教科に関する事務を担当している者</u> <u>○資格取得後、3年以上の実務経験を有する</u> ・<u>介護福祉士</u> ・<u>社会福祉士</u> ・<u>介護支援専門員</u> ・<u>保健師</u>

						・看護師 ・准看護師
5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1)介護におけるコミュニケーション (2)介護におけるチームのコミュニケーション	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師・准看護師		5 介護におけるコミュニケーション技術	(1)介護におけるコミュニケーション (2)介護におけるチームのコミュニケーション	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
6 老化の理解 (6時間)	(1)老化に伴うところとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師・准看護師 ・介護福祉士		6 老化の理解	(1)老化に伴うところとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・介護福祉士
7 認知症の理解 (6時間)	(1)認知症を取り巻く状況 (2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (3)認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 (4)家族への支援	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士		7 認知症の理解	(1)認知症を取り巻く状況 (2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (3)認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 (4)家族への支援	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士

			・保健師 ・看護師・准看護師 ○認知症介護指導者養成研修修了者				・保健師 ・看護師 ・准看護師 ○認知症介護指導者養成研修修了者
8 障害の理解 (3時間)	(1)障害の基礎的理解 (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3)家族の心理、かかわり支援の理解	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師・准看護師		8 障害の理解	(1)障害の基礎的理解 (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3)家族の心理、かかわり支援の理解	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師	
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	【Ⅰ基本知識の学習】 (10～13時間程度) (1)介護の基本的な考え方 (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解	教科(1)～(3) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・保健師・看護師・准看護師		9 こころとからだのしくみと生活支援技術	【Ⅰ基本知識の学習】 (1)介護の基本的な考え方 (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解 (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師	

		【Ⅱ生活支援技術の学習】 (50～55時間程度) (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護	教科(4) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する介護福祉士、保健師、看護師、准看護師 教科(5) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・理学療法士・作業療法士 ・建築士・福祉住環境コーディネーター ・福祉用具プランナー研修修了者 ・福祉用具専門相談員			【Ⅱ生活支援技術の学習】 (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・建築士 ・福祉住環境コーディネーター ・福祉用具プランナー研修修了者 ・福祉用具専門相談員
--	--	--	---	--	--	--	---

		(6)整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (8)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	教科(6)(7) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・保健師・看護師 ・准看護師・理学療法士・作業療法士 教科(8) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・保健師・看護師 ・准看護師 ・栄養士・管理栄養士		
		(6)整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (8)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	教科(6)(7) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 教科(8) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・栄養士 ・管理栄養士		

		(9)入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (10)排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (11)睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (12)死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護	教科(9)～(11) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・保健師 ・看護師・准看護師			(9)入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (10)排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (11)睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
			教科(12) ○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師・准看護師			(12)死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師

		(13)施設実習 <u>(7時間)</u>	教科(13) ※教科(1)から(12)の講義・演習の確認のため、より効果的な研修となることをめざし、施設実習を実施することができる。			(13)施設実習	※教科(1)から(12)の講義・演習の確認のため、より効果的な研修となることをめざし、施設実習を実施することができる。
		【Ⅲ生活支援技術演習】 <u>(10～12時間程度)</u>	教科(14)～(15) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・保健師 ・看護師・准看護師			【Ⅲ生活支援技術演習】	
		(14)介護過程の基礎的理解 (15)総合生活支援技術演習				(14)介護過程の基礎的理解 (15)総合生活支援技術演習	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	10 振り返り <u>(4時間)</u>	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員		10 振り返り	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員

修了評価（１時間） <全科目修了時に筆記試験により実施> ※試験終了後に修了判定会議を開催して修了評価を行うこと。	▽当該研修に従事した ○教員 ○資格取得後、５年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師・准看護師
--	--

Ⅱ 生活援助従事者研修

科 目	教 科	資 格 等
1 職務の理解 （２時間）	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、５年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員
2 介護における尊厳の保持・自立支援 （６時間）	(1)人権と尊厳を支える介護 (2)自立に向けた介護 (3)人権に関する基礎知識	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師・看護師・准看護師

修了評価 <全科目修了時に筆記試験により実施> ※試験終了後に修了判定会議を開催して修了評価を行うこと。	▽当該研修に従事した ○教員 ○資格取得後、５年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
---	--

Ⅱ 生活援助従事者研修

科 目	教 科	資 格 等
1 職務の理解	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、５年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1)人権と尊厳を支える介護 (2)自立に向けた介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師

		※(3)の教科については次の者とする。（講義で2時間）	※現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ※学識経験者 ※現在、人権啓発や人権・権利擁護に係る相談業務に従事する者 ※担当業務就任後、3年以上の実務経験を有する者 ・介護保険施設等の施設長、管理者、人権研修担当をしている者等			(3)人権に関する基礎知識	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○学識経験者 ○現在、人権啓発や人権・権利擁護に係る相談業務に従事する者 ○担当業務就任後、3年以上の実務経験を有する者 ・介護保険施設等の施設長、管理者 ・人権研修担当をしている者等
3 介護の基本 <u>（4時間）</u>	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師・看護師・准看護師		3 介護の基本	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師	
	※(3)(4)の医療に関する部分は次の者とする。	※資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師、看護師、准看護師			※(3)(4)の医療に関する部分は次の者とする。	※資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 <u>（3時間）</u>	(1)介護保険制度 (2)医療との連携とリハビリテーション (3)障害福祉制度およびその他	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○行政職員 現在、当該教科に関する事務を		4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1)介護保険制度	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○行政職員	

	制度	担当している者 ○資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師・看護師・准看護師			現在、当該教科に関する事務を担当している者 ○資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	※ただし、(2)に関する教科は次の者とする。 ①リハビリテーションの理念 ②その他	①医師 資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・理学療法士・作業療法士 ②医師 資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・保健師・看護師・准看護師		(2)医療との連携とリハビリテーション ①リハビリテーションの理念 ②その他	①リハビリテーションの理念 ○医師 ○資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・理学療法士 ・作業療法士 ・<u>保健師</u> ・<u>看護師</u> ・<u>介護支援専門員</u> <u>○資格取得後、５年以上の実務経験を有する</u> ・<u>介護福祉士</u> ②その他 ○医師 ○資格取得後、３年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・<u>介護支援専門員</u> <u>○資格取得後、５年以上の実務経験を有する</u>

						・介護福祉士
					(3)障害福祉制度 およびその他制 度	<u>○現在、当該科目を教授してい る福祉・看護系大学および介 護福祉士養成施設、福祉系高 等学校の教員</u> <u>○行政職員</u> <u>現在、当該教科に関する事務を 担当している者</u> <u>○資格取得後、3年以上の実務 経験を有する</u> <u>・介護福祉士・社会福祉士</u> <u>・介護支援専門員</u> <u>・保健師</u> <u>・看護師</u> <u>・准看護師</u>
5 介護にお けるコミュ ニケーショ ン技術 (6時間)	(1)介護における コミュニケーション (2)介護における チームのコミュ ニケーション	○現在、当該科目を教授してい る福祉・看護系大学および介 護福祉士養成施設、福祉系高 等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務 経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師・准看護師		5 介護にお けるコミュ ニケーショ ン技術	(1)介護における コミュニケーション (2)介護における チームのコミュ ニケーション	○現在、当該科目を教授してい る福祉・看護系大学および介 護福祉士養成施設、福祉系高 等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務 経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
6 老化と認 知症の理 解 (9時間)	(1)老化に伴うこ ころとからだ の変化と日常 (2)高齢者と健康	教科(1)(2) ○医師 ○現在、当該科目を教授してい る福祉・看護系大学および介 護福祉士養成施設、福祉系高		6 老化と認 知症の理 解	(1)老化に伴うこ ころとからだ の変化と日常 (2)高齢者と健康	○医師 ○現在、当該科目を教授してい る福祉・看護系大学および介 護福祉士養成施設、福祉系高

		(3) 認知症を取り巻く状況 (4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (5) 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 (6) 家族への支援	等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師・准看護師 ・介護福祉士 教科(3)～(6) ○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師・准看護師 ○認知症介護指導者養成研修修了者			等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・介護福祉士
	7 障害の理解 (3時間)	(1) 障害の基礎的理解 (2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3) 家族の心理、かかわり支援の理解	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師		(3) 認知症を取り巻く状況 (4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (5) 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 (6) 家族への支援	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ○認知症介護指導者養成研修修了者
	7 障害の理解	(1) 障害の基礎的理解 (2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3) 家族の心理、かかわり支援の理解	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師		(1) 障害の基礎的理解 (2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3) 家族の心理、かかわり支援の理解	○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師

8 ことごとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)	【Ⅰ 基本知識の学習】 (1)介護の基本的な考え方 (2)介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解 (3)介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	【Ⅱ 生活支援技術の学習】 (4)生活と家事	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	(5)快適な居住環境整備と介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・建築士 ・福祉住環境コーディネーター
8 ことごとからだのしくみと生活支援技術	【Ⅰ 基本知識の学習】 (1)介護の基本的な考え方 (2)介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解 (3)介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	【Ⅱ 生活支援技術の学習】 (4)生活と家事	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	(5)快適な居住環境整備と介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・建築士 ・福祉住環境コーディネーター

			・福祉用具プランナー研修修了者 ・福祉用具専門相談員			・福祉用具プランナー研修修了者 ・福祉用具専門相談員
	(6)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・理学療法士 ・作業療法士			(6)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・理学療法士 ・作業療法士
	(7)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・栄養士 ・管理栄養士			(7)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・栄養士 ・管理栄養士

		(8)睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9)死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護	教科(8) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師・准看護師 教科(9) ○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師・准看護師			(8)睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9)死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ○医師 ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師
	【Ⅲ生活支援技術演習】 (10)介護過程の基礎的理解		教科(10) ○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師・准看護師		【Ⅲ生活支援技術演習】 (10)介護過程の基礎的理解		○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・保健師 ・看護師 ・准看護師

9 振り返り	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・社会福祉士 ・介護支援専門員
修了評価（0.5時間） ＜全科目修了時に筆記試験により実施＞ ※試験終了後に修了判定会議を開催して修了評価を行うこと。		▽当該研修に従事した ○教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師・准看護師

9 振り返り	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	○現在、当該科目を教授している福祉・看護系大学および介護福祉士養成施設、福祉系高等学校の教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員
修了評価 ＜全科目修了時に筆記試験により実施＞ ※試験終了後に修了判定会議を開催して修了評価を行うこと。		▽当該研修に従事した ○教員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・保健師 ・看護師 ・准看護師

別紙3（省略）

様式第1号 から 様式第9号（省略）

様式第10号

（様式第10号）

演習使用備品一覧表

令和 年 月 日現在

区 分	台数	設置済・レンタル・その他の別	合計数
① ベッド		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	
② 簡易浴槽		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	
③ ポータブルトイレ		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	
④ 車椅子		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	

※①の備品は、受講者7名に1台以上あること。ただし、受講者6名に1台以上あることが望ましい。

※②～④の備品は、適時揃えること。ただし、受講者8名に1台以上あることが望ましい。

※その他消耗品等については、適宜定員分揃えること。

I 介護職員初任者研修・・・①②③④全て必要

II 生活介護従事者研修・・・④のみ

別紙3（省略）

様式第1号 から 様式第9号（省略）

様式第10号

（様式第10号）

演習使用備品一覧表

令和 年 月 日現在

区 分	台数	設置済・レンタル・その他の別	合計数
① ベッド		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	
② 簡易浴槽		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	
③ ポータブルトイレ		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	
④ 車椅子		設置済	
		レンタル	
		その他（ ）	

※①の備品は、受講者7名に~~つき~~1台以上あること。

※②～④の備品は、適時揃えること。ただし、受講者8名に~~つき~~1台以上あることが望ましい。

※その他消耗品等については、適宜定員分揃えること。

I 介護職員初任者研修・・・①②③④全て必要

II 生活介護従事者研修・・・④のみ

様式第 11 号 から 様式第 18 号（省略）

様式第 19 号

（様式第 19 号）

介護員養成指定研修事業受講決定報告書
（介護職員初任者研修 生活援助従事者研修）

令和 年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

申請者 住 所
事業者名
代表者職・名
TEL FAX

事業所 住 所
事業所名
代表者職・名
TEL FAX

令和 年 月 日付け滋賀県指令 第 号で指定を受けた介護員養成
研修事業の受講決定状況を、滋賀県介護員養成研修事業指定事務取扱要領第 11 の規定
により報告します。

記

- 1 研修実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 受講決定状況
- | | |
|--------|---|
| 募集定員 | 人 |
| 受講申込者数 | 人 |
| 受講決定者数 | 人 |

※受講者の決定を行ってから開講日までに提出すること。

様式第 11 号 から 様式第 18 号（省略）

（削除）

様式第 20 号－1 介護員養成指定研修事業実績報告書

(様式第 20 号－1)
介護員養成指定研修事業実績報告書
(介護職員初任者研修 生活援助従事者研修)

令和 年 月 日
(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所
事業者名
代表者職・名
TEL FAX
事業所
住 所
事業所名
代表者職・名
TEL FAX

令和 年 月 日付け滋賀県指令 第 号で指定を受けた介護員養成
研修事業実績について下記のとおり作成したので、滋賀県介護員養成研修事業指定事務
取扱要領第 12 の規定により報告します。

記

1 研修実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 受講状況
募集定員 人
受講申込者数 人
受講決定者数 人
修了認定者等 人
(未修了者 人：内訳・補講予定者 人、退学者等 人)

提出書類一覧（添付しているものに○）

○	提出書類
	①修了者名簿（様式第 21 号）および電磁的記録
	②受講者出席簿の写し
	③実習を実施した場合は、実習実施状況一覧（様式第 22 号）
－	④遅刻・早退・欠席した受講者に対して実施した補講に関する書類
	－ 1 補講（講義・演習）実施状況報告書（様式第 23 号－1）
	－ 2 補講（講義）証明書（様式第 23 号－2）
	－ 3 補講（施設実習）証明書（様式第 23 号－3）
	⑤カリキュラム日程表（様式第 4 号－1）
	⑥補講者の今後の予定。なお定められた期間内に修了する見込みがなくなった者については、その時点で文書で報告すること。
	⑦研修事業にかかる収支決算の細目
	⑧その他必要があると知事が認めるもの

様式第 19 号－1

(様式第 19 号－1)
介護員養成指定研修事業実績報告書
(介護職員初任者研修 生活援助従事者研修)

令和 年 月 日
(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所
事業者名
代表者職・名
TEL FAX
事業所
住 所
事業所名
代表者職・名
TEL FAX

令和 年 月 日付け滋賀県指令 第 号で指定を受けた介護員養成
研修事業実績について下記のとおり作成したので、滋賀県介護員養成研修事業指定事務
取扱要領第 11 の規定により報告します。

記

1 研修実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 受講状況
募集定員 人
受講申込者数 人
受講決定者数 人
修了認定者等 人
(未修了者 人：内訳・補講予定者 人、退学者等 人)

提出書類一覧（添付しているものに○）

○	提出書類
	①修了者名簿（様式第 20 号）および電磁的記録
	②受講者出席簿の写し
	③実習を実施した場合は、実習実施状況一覧（様式第 21 号）
－	④遅刻・早退・欠席した受講者に対して実施した補講に関する書類
	－ 1 補講（講義・演習）実施状況報告書（様式第 22 号－1）
	－ 2 補講（講義）証明書（様式第 22 号－2）
	－ 3 補講（施設実習）証明書（様式第 22 号－3）
	⑤カリキュラム日程表（様式第 4 号－1）
	⑥補講者の今後の予定。なお定められた期間内に修了する見込みがなくなった者については、その時点で文書で報告すること。
	⑦研修事業にかかる収支決算の細目
	⑧その他必要があると知事が認めるもの

様式第 20 号ー2

(様式第 20 号ー2)
介護員養成指定研修事業実績報告書 (補講者分)

令和 年 月 日
(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所
事業者名
代表者名
TEL FAX
事業所
住 所
事業所名
代表者名
TEL FAX

令和 年 月 日付け滋賀県指令 第 号で指定を受けた介護員養成
研修事業の未修了者の補講が修了しましたので、滋賀県介護員養成研修事業指定事務取
扱要領第 11 の規定により報告します。

記

- 1 当初の研修実施期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
(補講の研修実施期間)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 2 受講状況
定 員 人
受講決定者数 人
修了認定者報告済数 人
今回修了者数 人
(修了認定者報告済数は令和 年 月 日に報告済み)

提出書類一覧 (添付しているものに○)

○	提 出 書 類
	①修了者名簿 (様式第 21 号) および電磁的記録
	②受講者出席簿の写し
	③実習を実施した場合は、施設実習実施状況一覧 (様式第 22 号)
-	④遅刻・早退・欠席した受講者に対して実施した補講に関する書類
-	- 1 補講 (講義・演習) 実施状況報告書 (様式第 23 号ー1)
-	- 2 補講 (講義) 証明書 (様式第 23 号ー2)
-	- 3 実習施設利用承諾書 (様式第 7 号)
-	- 4 補講 (施設実習) 証明書 (様式第 23 号ー3)
	⑤カリキュラム日程表 (様式第 4 号ー1)
	⑥研修区分表 (様式第 4 号ー2)
	⑦その他必要があると知事が認めるもの

※補講者に係る分のみ提出

様式第 19 号ー2

(様式第 19 号ー2)
介護員養成指定研修事業実績報告書 (補講者分)

令和 年 月 日
(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所
事業者名
代表者名
TEL FAX
事業所
住 所
事業所名
代表者名
TEL FAX

令和 年 月 日付け滋賀県指令 第 号で指定を受けた介護員養成
研修事業の未修了者の補講が修了しましたので、滋賀県介護員養成研修事業指定事務取
扱要領第 11 の規定により報告します。

記

- 1 当初の研修実施期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
(補講の研修実施期間)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 2 受講状況
定 員 人
受講決定者数 人
修了認定者報告済数 人
今回修了者数 人
(修了認定者報告済数は令和 年 月 日に報告済み)

提出書類一覧 (添付しているものに○)

○	提 出 書 類
	①修了者名簿 (様式第 20 号) および電磁的記録
	②受講者出席簿の写し
	③実習を実施した場合は、施設実習実施状況一覧 (様式第 21 号)
-	④遅刻・早退・欠席した受講者に対して実施した補講に関する書類
-	- 1 補講 (講義・演習) 実施状況報告書 (様式第 22 号ー1)
-	- 2 補講 (講義) 証明書 (様式第 22 号ー2)
-	- 3 実習施設利用承諾書 (様式第 7 号)
-	- 4 補講 (施設実習) 証明書 (様式第 22 号ー3)
	⑤カリキュラム日程表 (様式第 4 号ー1)
	⑥研修区分表 (様式第 4 号ー2)
	⑦その他必要があると知事が認めるもの

※補講者に係る分のみ提出

様式第 21 号

(様式第 21 号)

修了者名簿

〈初任者課程〉

[illegible]

※申請者（事業者名）、指令番号、研修課程は、各行に記入すること。

※修了証明書発行年月日、生年月日は、西暦で記載すること。

様式第 20 号

(様式第20号)

修 了 者 名 簿

〈初任者課程〉

[illegible]

※申請者（事業者名）、指令番号、研修課程は、各行に記入すること。

※修了証明書発行年月日、生年月日は、西暦で記載すること。

様式第 22 号

(様式第 22 号)

施設実習実施状況一覧

令和 年 月 日

下記のとおり、介護員養成研修の施設実習を実施しました。

○ 実習状況

【施設種別：】

1

[illegible]

※施設種別ごとに作成すること。
 ※施設種別は、要綱別紙3の種別から記入すること。
 ※見学については時間数を記入すること。
 ※上段に施設・事業所名を記入すること。
 ※下段に実施日を記入すること。

様式第 21 号

(様式第 21 号)

施設実習実施状況一覧

令和 年 月 日

下記のとおり、介護員養成研修の施設実習を実施しました。

○実習状況

【施設種別：】

3

[illegible]

- ※施設種別ごとに作成すること。
- ※施設種別は、要綱別紙3の種別から記入すること。
- ※見学については時間数を記入すること。
- ※上段に施設・事業所名を記入すること。
- ※下段に実施日を記入すること。

様式第 23 号ー1

(様式第 23 号ー1)

補講（講義・演習）実施状況報告書

受講者名	補講科目・ 教科の番号	受 講 方 法	欠席日時 補講日時
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日

※受講方法欄は、該当する方法の数字に○印をすること。

※担当講師は、研修教科の講師要件を満たすこと。当該研修以外の講師が担当する時は、

様式第5号（講師選定調書）添付すること。

※他コースは、カリキュラムを添付すること。

※他事業者で補講を受けた場合は、様式第 23 号ー2 の証明書を添付すること。

様式第 22 号ー1

(様式第 22 号ー1)

補講（講義・演習）実施状況報告書

受講者名	補講科目・ 教科の番号	受 講 方 法	欠席日時 補講日時
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日
		1 個別対応 (担当講師) 2 他コース 3 他事業者 (事業者名) 4 授業映像・レポート	令和 年 月 日 : ~ : 令和 年 月 日 : ~ : ※レポートの場合は評価日 令和 年 月 日

※受講方法欄は、該当する方法の数字に○印をすること。

※担当講師は、研修教科の講師要件を満たすこと。当該研修以外の講師が担当する時は、

様式第5号（講師選定調書）添付すること。

※他コースは、カリキュラムを添付すること。

※他事業者で補講を受けた場合は、様式第 23 号ー2 の証明書を添付すること。

様式第 23 号ー2

(様式第 23 号ー2)

県提出用

補 講 (講 義) 証 明 書

令和 年 月 日

(研修事業者名)

様

補講実施事業者
住 所
法人・団体名
代表者職・名

下記のとおり、介護員養成研修の補講（講義）を実施したことを証明します。

記

1 受講者
氏 名： (生年月日：)

2 補講科目および日時

当初予定日	科目番号・教科名番号	補講した日・時間
月 日 (時間)		月 日 (時間)
月 日 (時間)		月 日 (時間)
月 日 (時間)		月 日 (時間)
月 日 (時間)		月 日 (時間)

※県提出用と事業者控え用の2部作成し、県提出用のみ提出すること。事業者控え用には「県提出用」の標記のないものを使用すること。

様式第 22 号ー2

(様式第 22 号ー2)

県提出用

補講（講義）実施状況報告書

令和 年 月 日

(研修事業者名)

様

補講実施事業者
住 所
法人・団体名
代表者職・名

下記のとおり、介護員養成研修の補講（講義）を実施したことを証明します。

記

1 受講者
氏 名： (生年月日：)

2 補講科目および日時

当初予定日	科目番号・教科名番号	補講した日・時間
月 日 (時間)		月 日 (時間)
月 日 (時間)		月 日 (時間)
月 日 (時間)		月 日 (時間)
月 日 (時間)		月 日 (時間)

※県提出用と事業者控え用の2部作成し、県提出用のみ提出すること。事業者控え用には「県提出用」の標記のないものを使用すること。

様式第 23 号－3

(様式第 23 号－3)

県提出用

補 講 (施設実習) 証 明 書

令和 年 月 日

(研修事業者名)

様

補講実施事業者
住 所
法人・団体名
代表者職・名

下記のとおり、介護員養成研修の補講(施設実習)を実施したことを証明します。

○実習状況

施設種別 (受講者氏名)	当初見学	現場実習	最終見学
	時間	1日 時間	時間
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日

○研修期間内での変更の場合は作成不要。

※施設種別は、要綱別紙3の種別から記入すること。

※上段には施設・事業所名を記入すること。

※県提出用と事業者控え用の2部作成し、県提出用のみ提出すること。事業者控え
用には「県提出用」の標記のないものを使用すること。

様式第 22 号－3

(様式第 22 号－3)

県提出用

補 講 (施設実習) 実施状況報告書

令和 年 月 日

(研修事業者名)

様

補講実施事業者
住 所
法人・団体名
代表者職・名

下記のとおり、介護員養成研修の補講(施設実習)を実施したことを証明します。

○実習状況

施設種別 (受講者氏名)	当初見学	現場実習	最終見学
	時間	1日 時間	時間
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日
()	月 日	月 日	月 日

○研修期間内での変更の場合は作成不要。

※施設種別は、要綱別紙3の種別から記入すること。

※上段には施設・事業所名を記入すること。

※県提出用と事業者控え用の2部作成し、県提出用のみ提出すること。事業者控え
用には「県提出用」の標記のないものを使用すること。

